

## 手配旅行契約の部

### 第一章総則

#### (適用範囲)

第一条当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

#### (用語の定義)

第二条この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除きます。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

#### (手配債務の終了)

第三条当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適當等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信

契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

(手配代行者)

第四条当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第二章契約の成立

(契約の申込み)

第五条当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(契約締結の拒否)

第六条当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。一通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

二旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った時。

五その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第七条手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

第八条当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第九条当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとしします。

(契約書面)

第十条当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限り)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

### 第三章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第十二条旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとしします。

(旅行者による任意解除)

第十三条旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

第十四条当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

一旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

二通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

三旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第十五条旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

#### 第四章旅行代金

(旅行代金)

第十六条旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第三章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

第十七条当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。

3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第五章団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第十八条当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第十九条当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

第二十条当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することが

あります。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとしします。

(構成者の変更)

第二十一条当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとしします。

(添乗サービス)

第二十二条当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務としします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとしします。

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

## 第六章責任

(当社の責任)

第二十三条当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十四条旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

#### 第七章弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

第二十五条当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門4丁目1番20号田中山ビル5階）の保証社員になっております。

2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から1100万円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

#### 通信契約の部

ご旅行契約につきましては、官公庁の定める標準旅行業約款手配旅行契約に基づきます。

お願い

ご旅行申し込み時に、本ご旅行条件書をプリントし、保管されるようお願い申し上げます。また、取引記録（通信記録）をプリントし、保管されることをお勧めします。

#### 【お申し込み、契約成立と旅程の最終確認】

お客様から電子メール、もしくはお電話にて航空券やホテル等をお申し込みいただき、弊社からお座席 またはお部屋等が確保（ご希望の航空券またはホテルが満席もしくは満室の時は代案をご了解いただいた時）できた時に通知する書面が、e-mail等の電子承諾通知による場合は、その通知がお客様に到達した時、郵送により通知する場合は、その通知を発し、申込金や旅行代金受け取った時に契約が成立するものとします。弊社からお座席またはお部屋等の確保の連絡後、返信のメールがない時、もしくはお申込金及びご旅行代金が所定のお支払期日までにお支払い（お振込み）いただけなかった時は弊社にてご旅行契約を解約させていただく場合がございます。旅行代金全額をお支払いいただいた時点で旅程を最終確認していただいたと判断し、航空券の発券手続きとなります。その後の変更取消には所定の変更・取消料を申し受けます。

#### 【海外航空券の手配料・変更料・取消料】

契約成立後の取消及び変更に関しましては下記の手配料、変更料、取消料を申し受けます。

#### [ お申込金支払後の取消 ]

ご案内する航空券代金には、手配料が含まれております。契約成立後の取消しには、お一人様5,000円の手配料を申し受けております。変更後の航空券等が万が一確保できず、結果航空券等を入手できなかった場合でも上記手配料の対象となりますのでご注意ください

い。また、航空会社都合によるキャンセル等により航空会社よりキャンセル料が生じない場合でも事務手数料（通信費）として当社発券手数料分はご返金できませんのでご了承ください（その場合に限り振込み手数料は当社負担）

[ 旅行代金全額支払後の変更・取消料 ]

代金全額支払期日～前日出発日以降（無連絡不参加）

地域A 30,000円航空券代金全額

地域B 40,000円航空券代金全額

地域C 50,000円航空券代金全額

[ 地域区分 ]

地域A..... 韓国、台湾

地域B..... 香港、中国、グアム、サイパン、フィリピン、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、インド、ベトナム 他、域A以外のアジア地域

地域C.....オセアニア、ハワイ、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、中近東、中南米、及び地域A、B以外

[ ご予約の変更、取消に関する注意点 ]

正規割引運賃、早割りチケットは上記料金の他に10,000円が別途必要となります。また、券種によってはキャンセルチャージが変わる場合や全額かかる場合がございます。その場合は掲載商品の備考欄に記載しておりますので必ずご参照ください。旅客名がパスポートに記載のローマ字と一字でも違えば、搭乗拒否をされることがございます。また、訪問国によってはパスポートの残存有効期間が数ヶ月ないと入国できないことがございます。万が一これらのようなことが起こりましても弊社では一切責任を負いかねますのでご注意ください。このような旅客名の変更も変更手数料の対象となります。また、基本的には旅客名の変更はご予約を一旦取消し、再度予約という手続きのため繁忙期には同じフライトをご予約できないこともございます。変更及び取消のお申し出はお客様からの電子メール送信日を基準としますが、予約センターの下記営業時間外、及び休業日（土・日曜日、祝日、年末年始）の送信は、翌営業日の取扱いになります。

お客様からの送信後24営業時間内に弊社からの確認の電子メールが届かない時は再度送信お願いいたします。予約センター営業時間平日10:00～19:00（土・日・祝日は休み）

GW、お盆、年末年始等の繁忙期には航空会社より航空券の早目の発券を要請される場合がございます。発券をしないと予約を取消されると予想される場合は、お客様への確認の上発券手続きをさせていただくこともございます。その場合でも後の変更取消には所定の変更・取消手数料を申し受けますのでご了承下さいませようお願いします。

【航空券の緊急時対策】

[ 台風・地震等の天災地変により飛行機の運航が危ぶまれる時、もしくは運航中止となった時 ]



(乗継のための日本国内線も同様)

航空会社へお電話していただくか、出発空港カウンターにて、航空会社の指示を受けて下さい。

[ 利用航空会社のストライキにより飛行機の運航が中止になる時 ]

航空会社のストライキは、事前に発表されますので弊社よりお客様へご連絡いたします。原則としてストライキを行う航空会社が責任を持って代替のフライトをご案内いたしますが、最終的には出発空港カウンターにて、航空会社の指示を受けていただきます。

[ お客様ご自身の都合により、ご旅行を中止される時 ]

予約センター営業時間外及び休業日は、ご予約の取消等の受付はいたしておりません。全て翌営業日の取扱いになります。メールにてお知らせ下さい。予約センター休業日 土・日曜日、祝日、及び年末年始の出発の時、取消の申し出受付時間によってはご旅行条件書の取消料が大幅に変わることがございます。緊急を要する時は航空会社へ直接お電話いただきますようお願いいたします。

【海外航空券のキャンセル待ちの取り扱い】

連休、繁忙期等は即時お座席確保が困難な場合がございます。当社ではお座席が確保できるまでは、お申込金をいたしませんので、第二希望、第三希望までキャンセル待ちされることをお勧めします。いずれかのお座席が確保できた場合はお申込金を申し受けますが引き続き他の希望便を待たれても構いません。最終的に第一希望が確保できた場合も無料で変更いたします。

【お申込金及びご旅行代金のお支払い】

ご旅行契約成立後、3営業日以内にお申込金(お一人様あたり地域A:30,000円、地域B:40,000円)をの口座までお振込み下さい。

また、上記全額支払期日以降のお申し込みに関しましてはご旅行契約成立後、至急お振込みお支払い下さい。

【ご出発間際のご予約について】

ご出発の1週間前以降のご予約につきましてはご旅行代金とは別に緊急発券手数料としましてお一人様¥1050がかかります。

【マイレージ加算の有無について】

お客様のご予約記録にマイレージ番号のご登録は弊社でも行います(一部航空会社除く)但し、加算の有無・加算率に関してはお手持ちのカードセンターへご確認下さいませ。

【特記事項】

ネーム確認の為必ずパスポートのコピーをFAXまたは郵送にて、弊社が指示する日までにお送りいただけますようお願いいたします。外国籍の方は、できるだけ鮮明なパスポートと再入国許可証も併せてお送りください。弊社でのパスポートの確認は、名前の間違いを

防ぐために行います。残存有効期限やビザの不取得、再入国期限切れ等はチェックしません。

上記理由によって、お客さまが空港で搭乗を拒否された場合、弊社では一切責任を負いかねますのでご了承ください。

【その他】

弊社の航空券代金はIATA 国際航空運送協会に準じており、ご購入いただいた後に航空運賃が値上げされることがあります。その際には、差額をご請求させていただく場合もございます。この場合のキャンセルには所定の手数料を申し受けますのであらかじめご了承ください。

燃油サーチャージは発券日への料金になりますのでご注意ください！上記以外の問題については、当社では旅行業約款に準じて対処させていただきます。

ご領収書につきましてはお振込み明細がご領収書になります。

弊社からは特に発行いたしませんのでご了承ください。

大阪府知事登録旅行業第2種2643号

社団法人 全国旅行業協会 正会員

株式会社モンカミーノ モンドツアー

(本社)

〒541-0059

大阪市中央区博労町3-4-15 谷本ビル6階

T E L : 06-6253-8002

F A X : 06-6253-8003

総合旅行業務取扱管理者 芝崎 浩司